

B - 5 清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、清酒製造業における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、もつて清酒製造業における公正な競争秩序を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「清酒」とは、酒税法(昭和28年法律第6号)第2条に規定する酒類(以下「酒類」という。)のうち同法第3条第7号に定める清酒をいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号。以下「酒類業組合法」という。)第2条第2項に規定する酒類製造業者のうち清酒を製造して販売する者をいう。</p> <p>3 この規約で「酒類販売業者」とは酒類業組合法第2条第3項に規定する酒類販売業者及び酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する業を営む者をいう。</p> <p>4 この規約で「景品類」とは顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する清酒の取引に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引き又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該取引に係る清酒に附属すると認められる経済上の利益は、含まない。</p> <p>(1) 物品及び土地、建物その他の工作物</p> <p>(2) 金銭、金券、預金証書、当せん金附証券及び公社債、株券、商品券その他の有価証券</p> <p>(3) きょう応(映画、演劇、スポーツ、旅行その他の催物等への招待又は優待を含む。)</p> <p>(4) 便益、労務その他の役務</p> <p>(一般消費者に対する景品類の提供の制限)</p> <p>第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。</p> <p>(1) 懸賞により提供する景品類にあつては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲</p> <p>(2) 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第1項に規定する「清酒」には、酒税法(昭和28年法律第6号)第43条第2項の規定に基づき炭酸ガス(炭酸水を含む。)を加えたものを含むものとする。</p> <p>2 規約第2条第4項の景品類の価格算定については、次の方法による。</p> <p>(1) 景品類の価額は、次による。</p> <p>ア 景品類と同じものが市販されている場合は、景品類の提供を受ける者が、それを通常購入するときの価格による。</p> <p>イ 景品類と同じものが市販されていない場合は、景品類を提供する者がそれを入手した価格、類似品の市価等を勘案して、景品類の提供を受ける者が、それを通常購入することとしたときの価格を算定し、その価格による。</p> <p>(2) 海外旅行への招待又は優待を景品類として提供する場合は、その価額の算定も(1)によるが、具体的には次による。</p> <p>ア その旅行が、あらかじめ旅行地、日数、宿泊施設、観光サービス等を一定して旅行業者がパンフレット、チラシ等を用いて一般販売しているもの(以下「セット旅行」という。)である場合又はその旅行がセットではないが、それと同一内容のセット旅行が他にある場合は、そのセット旅行の価格による。</p> <p>イ その旅行がセット旅行でなく、かつ、その旅行と同一内容のセット旅行が他にない場合は、その旅行を提供する者がそれを入手した価格、類似内容のセット旅行の価格等を勘案して、景品類の提供を受ける者が、それを通常購入することとしたときの価格を算定し、その価格による。</p> <p>(懸賞により提供する景品類の解釈)</p> <p>第2条 規約第3条第1項第1号及び第4条の規定により提供する景品類の解釈等については、『「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について(昭和52年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号)』によるものとする。</p> <p>(懸賞によらないで提供する景品類の解釈)</p> <p>第3条 規約第3条第1項第2号の規定により提供する景品類の解釈等については、『「一般消費者に対する景品</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p data-bbox="212 192 794 248">の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)の範囲</p> <p data-bbox="181 315 794 342">(酒類販売業者等に対する景品類の提供の制限)</p> <p data-bbox="153 347 794 495">第4条 事業者は、酒類販売業者又はその団体に対し、懸賞により景品類を提供する場合は、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第3号)の範囲を超えて景品類を提供してはならない。</p> <p data-bbox="181 533 392 560">(規約の実施機関)</p> <p data-bbox="153 564 794 620">第5条 この規約の実施機関は、日本酒造組合中央会(以下「中央会」という。)とする。</p> <p data-bbox="153 624 794 680">2 中央会は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol data-bbox="181 685 794 1025" style="list-style-type: none"> (1) この規約の周知徹底に関すること。 (2) この規約についての相談及び指導に関すること。 (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (4) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。 (5) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。 (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。 (7) 関係官公庁との連絡に関すること。 (8) その他この規約の施行に関すること。 <p data-bbox="181 1064 467 1090">(酒造組合等の協力義務)</p> <p data-bbox="153 1095 794 1151">第6条 事業者及び酒造組合は、この規約を円滑に実施するため、中央会に協力しなければならない。</p> <p data-bbox="181 1189 392 1216">(違反に対する調査)</p> <p data-bbox="153 1220 794 1368">第7条 中央会は、第3条又は第4条の規定に違反する事実があると思料するときは、当該事業者及び酒造組合から事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p data-bbox="153 1373 794 1429">2 事業者及び酒造組合は、前項の規定に基づく中央会の調査に協力しなければならない。</p> <p data-bbox="153 1433 794 1552">3 中央会は、前項の規定に違反して調査に協力しないものに対し、調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、その理事会に諮って10万円以下の違約金を課することができる。</p> <p data-bbox="181 1590 416 1617">(違反に対する措置)</p> <p data-bbox="153 1621 794 1830">第8条 中央会は、第3条又は第4条の規定に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行つたものに対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文章をもって警告することができる。</p> <p data-bbox="153 1834 794 1982">2 中央会は、第3条又は第4条の規定に違反した当該違反者に対し、中央会の理事会に諮って100万円以下の違約金を課し、又は必要があると認めるときは、公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p data-bbox="153 1986 794 2040">3 中央会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定による措置をしたときは、その旨を遅滞なく、</p>	<p data-bbox="831 192 1457 280">類の提供に関する事項の制限」の運用基準について(昭和52年4月1日公正取引委員会事務局長通達第6号)によるものとする。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>文書をもって公正取引委員会及び国税庁に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第9条 中央会は、第7条第3項又は前条第2項の規定により違約金を課そうとする場合には、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該違反者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の当該違反者は、決定案の送付を受けた日から20日以内に、中央会に対して文書によつて異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 中央会は、前項の異議の申立があつた場合は、当該違反者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 中央会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(施行規則の制定及び改正)</p> <p>第10条 中央会は、この規約の実施及び運営に関する事項について施行規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、中央会の総会の議決を経て事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約の変更は、公正取引委員会の認定の告示があつた日から施行する。</p> <p>2 この規約の変更の施行前に事業者がした行為については、なお従前の例による。</p>	<p>(違反に対する処理手続)</p> <p>第4条 違約金の納付方法等については、次によるものとする。</p> <p>(1) 違約金の額の決定等違反に対する措置は、日本酒造組合中央会(以下「中央会」という。)の理事会で決定する。</p> <p>(2) 違約金は、違反者が所属する酒造組合(酒造組合連合会を除く。)に、違反する企画を実施させた酒造組合の場合は、中央会にそれぞれ納付させるものとする。</p> <p>(細則の制定)</p> <p>第5条 中央会は、規約及びこの規則の運用に関し理事会の決議により細則を定めることができる。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があつた日から施行する。</p> <p>2 この規則の変更の施行前に事業者がした行為については、なお従前の例による。</p>